

家庭用消費者製品におけるGHSラベル表示作成ガイドンス 初版

日本石鹼洗剤工業会
2009年9月

目次

1. 目的	1
2. 対象となる製品	1
3. 適用する GHS 分類項目・区分	1
4. ラベル表示の基本原則	1
4.1 ラベルに記載が必要な事項（ラベル要素等）	1
4.2 絵表示	2
4.3 注意喚起語	2
4.4 危険有害性情報	2
4.5 注意書き	2
4.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	3
4.7 ラベル要素等の仕様	3
4.7.1 ラベル要素等の配置	3
4.7.2 スペースに制約がある場合の表示	4
4.7.3 ラベル要素等の大きさ、形、色	4
附属書 ラベル表示作成事例（3 製品を事例としたラベル表示作成手順）	6
A1 台所用合成洗剤のラベル表示作成事例	6
A1.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理	6
A1.2 絵表示の選定	6
A1.3 注意喚起語の選定	6
A1.4 危険有害性情報の選定	6
A1.5 注意書きの選定	6
A1.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	8
A1.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例	8
A2 洗濯用漂白剤（塩素系）のラベル表示作成事例	10
A2.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理	10
A2.2 絵表示の選定	10
A2.3 注意喚起語の選定	10
A2.4 危険有害性情報の選定	10
A2.5 注意書きの選定	10
A2.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	14
A2.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例	14
A3 洗濯用粉末合成洗剤のラベル表示作成事例（例 1）	15
A3.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理	15
A3.2 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	15
A3.3 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例	15
A4 洗濯用粉末合成洗剤のラベル表示作成事例（例 2）	17
A4.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理	17
A4.2 絵表示の選定	17
A4.3 注意喚起語の選定	17
A4.4 危険有害性情報の選定	17
A4.5 注意書きの選定	17
A4.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	19

A4.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例.....	19
解説.....	22
1. 絵表示、危険有害性情報が複数ある場合の表示の順序について	22
2. 注意書きについて	22
2.1 注意書きについての考え方	22
2.2 現行表示にない注意書きの選択について	22
2.3 一般的な注意書きについて	23
3. 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示について	23
4. ラベル要素の配置、大きさについて.....	24
4.1 ラベル要素の配置.....	24
4.2 ラベル要素の大きさ	24

1. 目的

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下、GHS）は 2003 年 7 月に国連経済社会理事会で採択され、2005 年に発行された。我が国では、初版改訂版に基づき JIS Z7251 が 2006 年 3 月に制定された。これらの動きに対応して、石けんや洗剤などの家庭用消費者製品に GHS を適用するため、日本石鹼洗剤工業会（以下、石洗工）では日本国内で上市される家庭用消費者製品の危険有害性について分類と表示を適切に行うための自主基準作りを開始し、2006 年 7 月に基本的考え方と実施方法の要点をまとめたガイダンス「家庭用消費者製品における GHS 実施ガイダンス草案（初版）」（以下「石洗工 GHS 実施ガイダンス」）を策定した。

家庭用消費者製品における GHS ラベル表示作成ガイダンス（以下、「本ガイダンス」）は石洗工 GHS 実施ガイダンスに基づき決定された危険有害性に関する表示事項を、実際にどのように製品ラベル表示に反映させるかについて、表示の基本原則と手順の要点をまとめたものである。

2. 対象となる製品

本ガイダンスは家庭で日用的に使用される石けんや洗剤、洗浄剤等の家庭用消費者製品、具体的には洗濯用洗剤、台所用洗剤、住宅・家具・靴等用の洗剤、漂白剤、柔軟仕上げ剤、洗濯仕上げ剤、消臭剤、酸・アルカリ洗浄剤、クレンザーなど住宅、衣料等を対象とした製品について、石洗工が策定した石洗工 GHS 実施ガイダンスにより危険有害性の表示が必要と判断された製品のラベル表示に適用する。薬事法対象製品や業務用製品については対象から除外する。

3. 適用する GHS 分類項目・区分

本ガイダンスが対象とする家庭用消費者製品の製品ラベル表示は、GHS 国連文書記載の危険有害性分類・表示項目のうち「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 1 に定める分類クラスおよび区分を適用する。

4. ラベル表示の基本原則

4.1 ラベルに記載が必要な事項（ラベル要素等）

ラベルに記載する必要のある事項を表 1 に示す。このうち絵表示、注意喚起語、危険有害性情報および注意書きは GHS 国連文書に記載のあるラベル要素である。

表 1 ラベルに記載が必要な事項（ラベル要素等）

項目	具体的意味
絵表示	「ドクロ」などのシンボルをひし形の赤線の縁で囲んだ危険有害性を示す絵。
注意喚起語	危険有害性の重大性の相対的レベルを示し、潜在的な危険有害性について警告するための語句。「危険」と「警告」の 2 種類がある。
危険有害性情報	「飲み込むと生命に危険」、「飲み込むと有害」などの危険有害性の性質と該当する場合はその程度を示す語句。
注意書き	事故予防対策、応急措置、保管方法、廃棄方法などを指示する語句。
「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	GHS ラベル表示が「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく分類・表示を適用したものであることを示す語句。

絵表示、注意喚起語、危険有害性情報については製品の危険有害性分類結果の「危険有害性クラス」および「危険有害性区分」に応じて「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 1 に示す絵表示、注意喚起語、危険有害性情報のそれぞれ該当するものを選定する。区分外、分類できないことにより該当するものが無い場合は表示する必要はない。注意書きおよび「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の但し書きについては後述する。

4.2 絵表示

複数の絵表示が該当する場合、記載の重複をなくし分かりやすくするために GHS 国連文書では健康に対する有害性の絵表示について優先順位の原則を定めている。この原則を適用し、表 2 に従って絵表示を記載する。

表 2 絵表示の優先順位

<p>「どくろ」の絵表示を適用する場合、全ての「感嘆符」を使用しない。</p>		<p>></p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての感嘆符
<p>「腐食性」の絵表示を適用する場合、皮膚又は眼刺激性を表す「感嘆符」を使用しない。 注：皮膚又は眼刺激性以外の「感嘆符」は適用外</p>		<p>></p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚又は眼刺激性の感嘆符
<p>呼吸器感作性に関する「健康有害性」の絵表示を適用する場合、皮膚感作性、皮膚又は眼刺激性を表す「感嘆符」を使用しない。 注：皮膚感作性、皮膚又は眼刺激性以外の「感嘆符」は適用外</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器感作性 	<p>></p>	 <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚感作性の感嘆符 ・皮膚又は眼刺激性の感嘆符

上記原則を適用した場合でも複数の絵表示が該当する場合は、それをすべて表示する。

4.3 注意喚起語

危険有害性の重大性に応じて以下の 2 種類を用いるが、両方の注意喚起語が該当する場合は、より重大なレベルである「危険」だけを表示する。

表 3 注意喚起語の優先順位

<p>「危険」</p>	<p>></p>	<p>「警告」</p>
-------------	-------------	-------------

4.4 危険有害性情報

危険有害性クラスおよび区分に割り当てられた文言について、該当する全ての語句を選定し表示する。

4.5 注意書き

注意書きについて、GHS 国連文書では「注意書きは、現行の GHS では完全に調和されていないが、附属書 3 は適切な文言を選択する際の助けとなるよう手引きを示している。」(1.4.6.2)、「その選択は表示者または所管官庁が行う。」(1.4.10.5.2)としており、表示に関して柔軟な対応を認めている。

現行製品の注意表示は過去の事故事例や、法規・業界自主基準等に基づく実績のある表示であり、理解され易いよう各社の工夫がなされ、消費者にもなじみ易い表示である。したがって注意書きは現行表示をベースとし、これに GHS 面からの検討を加える。注意書きの作成に関する留意点を以下に記す。

- ① GHS 国連文書附属書 3 を参照し、危険有害性クラスおよび区分に割り当てられた文言より表示作成者の責任により、文書を選択、修正、追加、削除等の編集を行い、重複を避け分かりやすい注意書きを記載する。
- ② 現行法規や業界自主基準で定められている注意表示はそれを記載する。さらに各社の自主的な P L 表示、親切表示等を追加できる。
- ③ GHS に基づく注意書きの選択は、それを記載することで消費者の危険回避や、適切な処置による事故防止・苦情削減につながる可能性があること、逆に記載することにより誤解や注意喚起機能低下等、消費者の不利益につながらないこと。

現行法規や業界自主基準に基づいた表示は GHS 分類区分に割り当てられた注意書き（GHS 国連文書付属書 3）と必ずしも一致しない表示になるケースがある（むしろその方が多い）ので、全体として整合性のある注意表示にすると共に消費者への啓発、問い合わせへの対応も必要である。

なお、GHS 国連文書付属書 3 の注意書きは「安全対策」「応急措置」「保管」「廃棄」の各欄に分かれて記載されているが、項目名（「安全対策」等）は記載する必要はない。注意書きに割り当てられているコードは参照するためのものであり、コードを記載する必要はない。また、コードを文言の代わりに用いることはできない（A3.2.2.2）。

4.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示

本表示ガイダンスは、石けんや洗剤、洗浄剤等の家庭用消費者製品を対象とした「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づいて決定された有害性クラス／区分を表示するためのものである。このため、分類・表示が「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づくものであることを記載し、消費者に対して表示の根拠を明確に示す。

記載例

- “日本石鹼洗剤工業会の GHS 実施ガイダンスに基づく分類・表示を行っています”
- “石洗工 GHS 実施ガイダンスに基づく表示”
- “JSDA GHS 実施ガイダンスに基づく表示”
- “JSDA-GHS”

なお、ラベル要素が適用されず GHS に関する表示が不要の場合は石洗工 GHS 実施ガイダンスへ対応済みである旨（例“JSDA-GHS 対応済”等）を表示してもよい。

4.7 ラベル要素等の仕様

4.7.1 ラベル要素等の配置

表 4 に示す配置に留意し、製品本体に表示する。

表 4 ラベル要素等の配置

要素	配置
絵表示、注意喚起語、危険有害性情報	絵表示、注意喚起語、危険有害性情報をセットとして消費者が容易に判別できる位置にまとめて表示する。
注意書き	原則として上記絵表示等と同じラベル面に、他の注意表示（法定表示、業界自主基準に基づく表示、各企業の自主表示など）と合わせ記載する。
「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示	原則として絵表示、注意喚起語、危険有害性情報のセットに近接して表示する。ラベル要素が適用されず “JSDA-GHS 対応済”等を表示する場合（4.6 参照）の位置は任意とする。

4.7.2 スペースに制約がある場合の表示

容器が小さいなど表示スペースの制約により容器に直接表示ができない場合はその容器を収納する個装箱、台紙、添付文書、タグによる表示も可とする（参考：日本化学工業協会（以下、日化協）GHS 対応ガイドライン（暫定版）第3部ラベル表示作成指針 5.3）。また、誤使用を避けるための表示すべき重要な注意事項がある場合は、それを優先して本体に表示できる。

4.7.3 ラベル要素等の大きさ、形、色

表5に絵表示や文字の大きさ、形、色について示す。

表5 ラベル要素等の大きさ、形、色

要素	大きさ	形・色
絵表示	絵表示の大きさ（高さ）は、文字の大きさより小さくならないようにする。	GHS 国連文書に基づき、ひし形（正方形）の白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤いふちの枠で囲む。
文字	正常の視力の人が、容易に判読できる大きさとする。高年齢の人が判読できない大きさは避ける。 注意喚起語（「危険」「警告」）については、注意書きの文字より大きくする。	ゴシック体など簡潔明瞭な字体を使用する。 通常は黒色を使用するが、背景色との対比などで支障がある場合には他の色を用いてもよい。

附属書

ラベル表示作成事例

－ 3 製品を事例としたラベル表示作成手順 －

附属書 ラベル表示作成事例（3 製品を事例としたラベル表示作成手順）

本附属書では「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 3 で示された評価例を用いて実際のラベル表示を作成する手順を示した。事例としては台所用合成洗剤、洗濯用漂白剤（塩素系）および洗濯用粉末合成洗剤を用いた。

表 A ラベル表示作成事例（表示すべき分類結果）

	危険有害性区分例
台所用合成洗剤	眼：区分 2B（附属書 3 評価事例）
洗濯用漂白剤（塩素系）	皮膚：区分 2、眼：区分 1（附属書 3 評価事例）
洗濯用粉末合成洗剤	（例 1）該当する区分なし。（附属書 3 評価事例） （例 2）眼：区分 2B（附属書 3 評価事例補足）

皮膚：皮膚腐食性／刺激性

眼：眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

A1 台所用合成洗剤のラベル表示作成事例

A1.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理

分類結果より、これに対応する表示すべきラベル要素の候補を「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 1 により選択し、次表のように整理する。

表 A1.1 分類結果とラベル要素の候補

危険有害性分類結果		表示すべきラベル要素の候補			
クラス	区分	絵表示	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B	なし	警告	眼刺激	後述

A1.2 絵表示の選定

すべての危険有害性クラスについて、絵表示が必要とされる区分に相当しない。

A1.3 注意喚起語の選定

適用される注意喚起語は 1 種類であり、これを選定する。

選定された注意喚起語：警告

A1.4 危険有害性情報の選定

本文 4.4 に従い、該当する危険有害性情報を全てラベル要素として選定する。

選定された危険有害性情報：眼刺激

A1.5 注意書きの選定

1) 注意書き候補の抽出

まず GHS 国連文書附属書 3 より危険有害性クラス・区分に該当する注意書きを全て選択する。

表 A1.2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分 2B の注意書き候補

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P264 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取り扱い後に洗浄する体の部分	P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。	記載なし	記載なし

2) GHS 表示と法律、業界自主基準に基づき必要となる表示、企業の自主的な注意表示との比較検討

次に、選択した注意書きと現行の法律（家庭用品品質表示法（以下、家表法）など）や各企業が自主的に表示する注意表示（PL表示、親切表示など）とを比較し、重複の有無、表示の整合性、必要性等を検討する。ここでは現行商品をベースとしたラベルモデルについて、GHS の表示に準じて安全対策、応急措置、保管、廃棄に分けて比較してみる。

表 A1.3 眼に関する注意書きについての現行表示との比較検討例

	注意書き			
	安全対策	応急措置	保管	廃棄
GHS 附属書 3 より抽出	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取り扱い後に洗浄する体の部分 	<ul style="list-style-type: none"> 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。 	記載なし	記載なし
現行商品ラベルモデル	<ul style="list-style-type: none"> <u>使用後は水で手をよく洗い、お肌のお手入れを。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>目に入ったときは、こすらずに水でよく洗う。異常がある場合は、医師に相談する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 子供の手の届くところにおかない。（*） 	表示なし

太字：家表法規定表示 下線部：GHS と重複する表示 *：GHS で一般市民向け一般的な注意書きとして推奨（この表示事例は実際の商品の表示を示すものではない）

商品表示ラベルモデルの家表法表示（太字）は必須の表示であり、その他の表示も商品の使用や応急処置等に必要な表示である。また、現行モデルには GHS の表示と同様の内容の表現がある（下線部分）。さらに現行モデル表示には GHS の一般市民向けの一般的注意書き（*印）に相当する表現も含まれている。これらのことから現行モデル表示を前提としてこれに加える GHS 注意書きを選定し、適切な表現に編集する。

- 3) 注意書きの選定・編集例
 選定と編集に当たっては、本文 4.5 を参考にする。

表 A1.4 注意書きの編集・注意書き採用の考え方

GHS 附属書 3		編集・注意書き採用の考え方
眼 区分 2B	a) 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する 取扱い後に洗浄する体の部分	「取り扱い後は手をよく洗うこと」と解釈される。 現行表示と重複するので、現行表示の方を採用。
	b) 眼に入った場合：水で数分間注 意深く洗うこと。次に、コンタク トレンズを着用していて容易に外 せる場合は外すこと。その後も洗 浄を続けること。	水で洗う旨は現行表示と重複する。現行表示の方を 採用。尚、コンタクトレンズに関する注意表示は、 現在表示されていないが、お客様からの問い合わせ や苦情等がないこと、また製品の性状を勘案して、 採用しないこととした。
	c) 眼の刺激が続く場合は、医師の 診断／手当てを受けること。	現行表示と重複する。現行表示の方を採用。

(この編集例は実際の台所用合成洗剤の編集を示すものではない)

上記理由より、a)、b)およびc)は、現行商品ラベルの表示を採用することとした。

A1.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示

4.6 に従い「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく表示である旨を記載する。ここでは「JSDA-GHS」と記載する。

A1.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例

現行商品ラベルモデルに、選定した GHS ラベル要素（絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書き）等を追加した表示例を図 A1 に示す。

図 A1 台所用合成洗剤の GHS 表示モデル

		追加	警告 眼刺激 JSDA-GHS
品名/台所用合成洗剤、用途/食器・調理用具・野菜・果物、液性/中性、 成分/界面活性剤(40% アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム、アルキ ルアミノオキシド)、安定化剤、粘度調整剤、正味量/270mL 使用量の目安/水 1L に対して 0.75mL (料理用小さじ 1 杯は約 5mL)			
使用上の注意 ●子供の手の届くところにおかない。●上記用途外に使用 しない。● <u>使用後は水で手をよく洗い</u> 、お肌のお手入れを。●荒れ性の方 や長時間使う場合、また原液等をスポンジに含ませて使うときは炊事用手 袋を使う。●野菜・果物を洗うときは5分以上つけたままにしない。●流 水の場合、野菜・果物は30秒以上、食器・調理用具は5秒以上、ため水 の場合は水をかえて2回以上すすぐ。●うすめた液を長時間おくと変質す ることがあるので、使用のつどうすめて使う。			
応急処置 ●万一飲み込んだときは水を飲ませる。 <u>目に入っ</u> <u>たときは、こすらずに水でよく洗う。</u> <u>異常がある場合は、医</u> <u>師に相談する。</u>		バ ー コ ー ド	
〇〇株式会社 〒101-000 東京都千代田区神田駿河台 1-00 お客様相談室 0120-000001			
正味量 270 mL	会社ロゴなど		

(この表示事例は実際の商品の分類・表示を示すものではない)

A2 洗濯用漂白剤（塩素系）のラベル表示作成事例

A2.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理

分類結果より、これに対応する表示すべきラベル要素の候補を「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 1 により選択し、次表のように整理する。

表 A2.1 分類結果とラベル要素の候補

危険有害性分類結果		表示すべきラベル要素の候補			
クラス	区分	絵表示	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き
皮膚腐食性／刺激性	区分 2		警告	皮膚刺激	後述
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1		危険	重篤な眼の損傷	後述

A2.2 絵表示の選定

2 種類の絵表示が候補となるが、表示すべきラベル要素としては本文 4.2 の表 2 絵表示の優先順位に従って眼刺激区分の絵表示 1 つのみを選定する。

選定された絵表示：



A2.3 注意喚起語の選定

2 種類の注意喚起語が候補となるが、表示すべきラベル要素としては本文表 3 注意喚起語の優先順位に従ってより重大な危険有害性区分に用いられる「危険」のみを選定する。

選定された注意喚起語：危険

A2.4 危険有害性情報の選定

本文 4.4 に従い、該当する危険有害性情報を全てラベル要素として選定する。

選定された危険有害性情報：皮膚刺激
重篤な眼の損傷

A2.5 注意書きの選定

1) 注意書き候補の選択

まず GHS 国連文書附属書 3 より危険有害性クラス・区分に該当する注意書きを全て抽出する。

表 A2.2 皮膚腐食性／刺激性 危険有害性：区分2の注意書き候補

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取り扱い後に洗浄する体の部分</p> <p>P280 保護手袋を着用すること。 製造者／供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P302+P352 皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。</p> <p>P321 特別な治療が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 製造者／供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤</p> <p>P332+P313 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>P362 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。</p>	記載なし	記載なし

表 A2.3 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分1の注意書き候補

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P280 保護眼鏡／保護面を着用すること。 製造者／供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>P310 直ちに医師に連絡すること。</p>	記載なし	記載なし

2) GHS 表示と法律、業界自主基準に基づき必要となる表示、企業の自主的な注意表示との比較検討

次に、選択した注意書きと現行の法律（家表法など）や業界自主基準（洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会（以下、安対協）など）、さらには各企業が自主的に表示する注意表示（PL表示、親切表示など）とを比較し、重複の有無、表示の整合性、必要性等を検討する。表 A2.4 では、現行商品ラベルをモデルに、GHS の表示に準じて安全対策、応急措置、保管、廃棄に分けて比較している。

表 A2.4 注意書きについての現行表示との比較検討例 (この表示事例は実際の商品の表示を示すものではない)

		注意書き			
		安全対策	応急措置	保管	廃棄
GHS 附属書3より抽出	皮膚 区分2	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗浄する体の部分 保護手袋を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類 	<ul style="list-style-type: none"> 皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。 特別な治療が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 	記載なし	記載なし
	眼 区分1	<ul style="list-style-type: none"> 保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類 	<ul style="list-style-type: none"> 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。 	記載なし	記載なし
現行商品ラベルモデル	皮膚	<ul style="list-style-type: none"> 必ず使用前に使い方と使用上の注意をよくお読みください(*) <p><使用上の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> 使用する時は炊事用等の手袋を使用する。 	<p><応急措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 皮ふについた時は、すぐ水で充分洗い流す。 	<p><特別注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の手にふれないようにする。(*) 	表示なし
	眼	<ul style="list-style-type: none"> 必ず使用前に使い方と使用上の注意をよくお読みください(*) <p><使用上の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> 原液で使わない。 熱湯で使わない。 容器を強く持ってキャップを開けると原液が飛び出す恐れがあるので注意する。 水や他のものを入れたり、つめかえたりしない。破裂することがある。 	<p><特別注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 液が目に入ったら、すぐ水で洗う。 <p><応急処置></p> <ul style="list-style-type: none"> 目に入った時は失明の恐れがある。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する。 使用中、目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。 いずれも受診時は商品を持参する。(*) 	<p><特別注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の手にふれないようにする。(*) 	表示なし

太字：家表法規定表示 網掛け：安対協自主基準 下線部：GHSと重複する表示 *：GHSで一般市民向け一般的注意書きとして推奨

現行商品モデルの家表法表示（太字）や安対協自主基準（網掛け）は必須の表示であり、その他の表示も商品の使用や応急処置等に必要な表示である。また、現行モデルには GHS の表示と同様の内容の表現がある（下線部分）。さらに現行モデル表示には GHS の一般市民向けの一般的注意書き（*印）に相当する表現も含まれている。これらのことから現行モデル表示を前提としてこれに加える GHS 注意書きを選定し、適切な表現に編集する。

3) 注意書きの選定・編集例

選定と編集に当たっては本文 4.5 を参考にする。

表 A2.5 注意書きの編集・注意書き採用の考え方

（この編集例は実際の漂白剤の編集を示すものではない）

GHS 附属書 3		編集・注意書き採用の考え方
皮膚 区分 2	a) 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗浄する体の部分	現行表示にはない。表現を適切に編集する。 付着した液による皮膚刺激や眼の損傷を回避することが目的の表示であることから、製品の使用状況やお客様の苦情・問い合わせ等も勘案し、「液が眼や皮ふ、衣類に付かないよう注意する」旨の表示を採用。
	b) 保護手袋を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類	現行表示と重複する。現行表示の方を採用。
	c) 皮膚についての場合：多量の水と石鹼で洗うこと	水で洗う旨は現行表示と重複する。現行表示の方を採用。 石鹼で洗うは現行表示にはない。アルカリ性で水溶性の本製品においては、弱アルカリ性の石鹼で洗うことより、流水（多量の水）で直ちに洗い流すことの方が重要であることから、石鹼で洗う表示は採用しない。
	d) 特別な治療が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤	家庭用消費者製品である本品においては、一般家庭で対応し易く適切な方法として、水で洗う旨の表示をしている。一般家庭で不用意に水以外の洗浄剤を使用した場合、中和熱や化学反応等で障害をひどくする可能性があること、何か特別なものを指定して、それを探すのに時間をかけるよりは、水で直ちに洗うことが望ましいことから、特別処置の追加は行なわない。
	e) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること	現行表示に類似の表現があり重複する。現行表示の方を採用。
	f) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること	現行表示にはない。表現を適切に編集する。 付着した液による皮膚刺激や眼の損傷を回避することが目的の表示であることから、製品の使用状況やお客様の苦情・問い合わせ等も勘案し、「液が眼や皮ふ、衣類に付かないよう注意する」旨の表示を採用。
眼 区分 1	g) 保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類	現行表示にはない。表現を適切に編集する。 製品の使用状況やお客様の苦情・問い合わせ等を勘案し、希釈使用の本製品（スプレータイプは除く）には「液が眼や皮ふ、衣類に付かないよう注意する」旨の表示を採用。
	h) 眼に入った場合：水で数分注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと、その後も洗浄を続けること。	水で洗う旨は現行表示と重複する。現行表示の方を採用。 製品の性質上、アルカリ性で水溶性の本製品は流水（多量の水）で直ちに洗い流すことが重要であり、現行の表示で充分過ぎるほど斟酌されている。尚、コンタクトレンズに関する注意表示は、現在表示されていないが、お客様からの問い合わせや苦情等がないこと、また製品の性状を勘案して、採用しないこととした。
	i) 直に医師に連絡すること。	現行表示と重複する。現行表示の方を採用。

上記より、b)、c)、d)、e)、h)、i)は現行商品ラベルの表現を採用し、また a)、f)、g)は表現を適切に編集して「液が眼や皮膚、衣類に付かないよう注意する」旨の表示に統一した。

A2.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示

4.6 に従い「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく表示である旨を記載する。ここでは「JSDA-GHS」と記載する。

A2.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例

現行商品モデルに選定した GHS ラベル要素（絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書き）等を追加した表示例を図 A2 に示す。

この事例では絵表示はラベル上部に現行の業界自主基準に基づく絵表示と並べて記載し、注意喚起語、危険有害性情報も絵表示に近接して表示した。注意書きは「使用上の注意」「応急処置」の部分に現行の他の表示に合わせて記載した。注意書きの記載の順序は、現行表示と整合するようにした。注意書きの表現は主旨を変えない範囲で、理解しやすさ、現行表示の表現との整合性等に留意し適切に編集した。

図 A2 洗濯用漂白剤（塩素系）の GHS 表示モデル
製品裏ラベルに現行の各種表示と共に GHS ラベル要素を記載した事例

<p>●品名/衣料用漂白剤 ●成分/次亜塩素酸ナトリウム(塩素系)、水酸化ナトリウム(アルカリ剤) ●液性/アルカリ性</p>			
必ず使用前に使用上の方と使用上の注意をよくお読みください	用途	白物衣料専用(白物衣料でも使えないものがありますので注意してください。)	
	使い方	●黄ばみ・黒ずみの漂白 ●衣料の除菌・除臭 ●赤ちゃんの衣料の漂白 (洗たく機洗い) ●洗たく用洗剤といっしょに洗たく槽に入れて洗う。 (ステンレス槽可)	●食べ物、飲み物、血液、汗によるシミの漂白 (つけ置き洗い) ●30分ぐらい(2時間以内)浸し、水ですすぐ。(生地を痛めたりすることがあるので2時間以上は浸さない。)
	使用上の注意	●洗たく機(水30L)なら70mL(200mLのコップで約1/3杯)、洗っておけ(水5L)なら12mL(キャップ約1/2杯)	●1Lの水に10mL(キャップ半分弱) *キャップ1杯は約25mL
	使えるもの	●水洗いできる白物のせんい製品(木綿、麻、ポリエステル、アクリル)	●一部の樹脂加工されたせんい製品(ワイシャツのえり・そで口など)では黄変することがあるので、使用量の目安を守り、2時間以上は浸さない。万一黄変した場合は、還元系漂白剤で元に戻ります。
使えないもの	●毛、絹、ナイロン、アセテート及びポリウレタンのせんい製品	●色物・柄物のせんい製品 ●金属製の付属品(ファスナー、ボタン、ホック等の留具)がついた衣料 ●獣毛のハケ ●原液を10倍に水で薄めた液を目立たない部分につけ、5分ほどで変色するものには使わないでください。 ●せんい自体が変質して黄ばんだものは、漂白剤でも元に戻りません。	
<p>使用上の注意 ●用途外に使わない。 ●原液で使わない。 ●熱湯で使わない。 ●容器を強く持ってキャップを開けると原液が飛び出す恐れがあるので注意する。 ●使用する時は炊事用手袋を使用する。 ●<u>眼や皮ふ、衣類に液が付かないよう注意する。</u> ●水や他のものを入れたり、つめかえたりしない。破裂することがある。 ●効果が落ちるので、酸素系や還元系漂白剤と併用・混合しない。 ●金属製及びメラミン製の容器を使わない。 ●直射日光を避け、高温の所に置かない。</p>		<p>追加</p> <p>バーコード</p>	
<p>応急処置 ●目に入った時は失明の恐れがある。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する。 ●飲み込んだ時は、吐かずにすぐ口をすすぎ、コップ1~2杯の牛乳か水を飲む等の処置をし、医師に相談する。 ●皮ふについた時は、すぐ水で充分洗い流す。 ●使用中、目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗顔、うがい等をする。 ※いずれも受診時は商品を持参する。</p>			
<p>〇〇〇〇株式会社 〒…………… …………… TEL……………</p>		<p>【ラマーク】 ホトル:〇〇〇 キャップ:〇〇〇 ラベル:〇〇〇</p> <p>正味量 〇〇〇ml</p>	

(この表示事例は実際の商品の分類・表示を示すものではない)
注意書きの下線部分は GHS に基づいて追加した表示。

A3 洗濯用粉末合成洗剤のラベル表示作成事例（例 1）

A3.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理

分類結果より、これに対応する表示すべきラベル要素の候補を「石洗工 GHS 実施ガイダンス」付属書 1 により選定し、次表のように整理する。

表 A3.1 分類結果とラベル要素の候補

危険有害性分類結果		表示すべきラベル要素の候補			
クラス	区分	絵表示	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き
なし*	なし*	なし	なし	なし	なし

* 特定標的臓器毒性（反復暴露）の吸入：区分 1 に該当するが、リスク評価によりラベル表示不要と判断された。

この例では、表示すべきラベル要素の候補はない。従って GHS に関する表示は不要である。

A3.2 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示

4.6 に記載のように、ラベル要素が適用されず GHS に関する表示が不要の場合、石洗工 GHS 実施ガイダンスへ対応済みである旨（例“JSDA-GHS 対応済み”等）の表示は、表示作成者の自主的判断に委ねられる。ここでは「JSDA-GHS 対応済み」と記載する。

A3.3 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例

表示すべきラベル要素はないが、「石洗工 GHS 実施ガイダンス」へ対応済みである旨を現行商品モデルに追加した表示例を図 A3 に示す。この事例では、現行商品ラベルの上部に記載した。

図 A3 洗濯用粉末合成洗剤の GHS 表示モデル
製品ラベルに現行の各種表示と共に GHS 分類済みである旨を記載した事例

必ずご使用前に表示をお読み下さい。

JSDA-GHS対応済み

使用方法

- 衣類の絵表示を確かめる

用途：綿・麻・合成繊維のお洗濯用

・下記の絵表示のある衣類には使用しないで下さい



弱
30
中性



手洗い
30
中性

中性表示のもの
(毛・絹など)



水洗いでき
ないもの

- 洗剤は水によく溶かしてからご使用ください。
 - ・衣類に直接ふりかけて使用すると、溶け残りや蛍光ムラの原因になります。
 - ・注水のタイミングや洗剤投入ケース等を上手に利用し、洗剤が一ヶ所にかたよらないようにしてください。
- がっこな汚れはぬるま湯でつけ置き洗いすると効果的です。
- 衣類を大切にするために
 - ・色落ちしやすいものは、仕分け洗いをし、初めて洗うときは別洗いでためてください。
 - ・きなりや淡い色の衣類は、蛍光増白剤の入っていない洗剤をお使いください。
 - ・ランジェリーなどのデリケートな衣類・小物は洗濯ネットに入れて洗いましょう。
- 漂白剤を併用する場合は酸素系漂白剤をご使用ください

使用上の注意

- 乳幼児の手の届くところに置かない。●用途外に使わない。
- 使用後は手を水でよく洗い、クリームなどで手入れをする。
- 荒れ性の方や洗剤をブラシにつけて洗うときは炊事用の手袋をする。

応急処置

- 飲み込んだときは水又は牛乳をのませる。●目に入ったときはこすらずすぐに水で充分洗い流す。
- 異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。

品名	洗濯用合成洗剤	液性	弱アルカリ性
成分	界面活性剤(〇〇%アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム、純石けん分(脂肪酸ナトリウム)、ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、水軟化剤(アルミノけい酸塩)、アルカリ剤(炭酸塩)、溶解促進剤、酵素安定化剤、酵素、蛍光増白剤		

(この表示事例は実際の商品の分類・表示を示すものではない)

A4 洗濯用粉末合成洗剤のラベル表示作成事例（例 2）

A4.1 分類結果と表示すべきラベル要素の整理

分類結果より、これに対応する表示すべきラベル要素の候補を「石洗工 GHS 実施ガイダンス」付属書 1 により選択し、次表のように整理する。

表 A4.1 分類結果とラベル要素の候補

危険有害性分類結果		表示すべきラベル要素の候補			
クラス	区分	絵表示	注意喚起語	危険有害性情報	注意書き
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B	なし	警告	眼刺激	後述

A4.2 絵表示の選定

表示すべき絵表示はない。

A4.3 注意喚起語の選定

「警告」を選定する。

A4.4 危険有害性情報の選定

「眼刺激」を選定する

A4.5 注意書きの選定

1) 注意書き候補の選択

GHS 国連文書付属書 3 より該当する注意書きを全て選択する。

表 A4.2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分 2B の注意書き候補

安全対策	応急措置	保管	廃棄
P264 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗淨する体の部分	P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗淨を続けること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。	記載なし	記載なし

2) GHS 表示と法律、業界自主基準に基づき必要となる表示、企業の自主的な注意表示との比較検討

次に、選択した注意書きと現行の法律（家庭用品品質表示法など）や業界自主基準（安対協など）、さらには各企業が自主的に表示する注意表示（PL表示、親切表示など）とを比較し、重複の有無、表示の整合性、必要性等を検討する。ここでは現行商品ラベルをモデルに、GHS の表示に準じて安全対策、応急措置、保管、廃棄に分けて比較してみる

表 A4.3 眼に関する注意書きについての現行表示との比較検討例

	注意書き			
	安全対策	応急措置	保管	廃棄
GHS 附属書 3 より 抽出	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗淨する体の部分 	<ul style="list-style-type: none"> 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗淨を続けること。 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。 	記載なし	記載なし
現行 商品 ラベル モデル	<ul style="list-style-type: none"> 必ずご使用前に表示をお読み下さい(*) 使用後は手を水でよく洗い、クリーム等でお手入れを(**) 	<p><応急処置></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>目に入ったときはこすらずすぐに水で充分洗い流す。</u> <u>異常があるときは商品を持参し(*)、医師に相談する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の手の届くところに置かない(*) 	表示なし

太字：家表法規定表示 下線部：GHSと重複する表示

* GHSで一般市民向けの一般的注意書きとして推奨

**：眼に対する注意表示ではないが、GHS表示との対比のために記載。

(この表示事例は実際の商品の表示を示すものではない)

現行商品モデルの家表法表示(太字)は必須の表示であり、その他の表示も商品の使用や応急処置等に必要な表示である。また、現行モデルにはGHSの表示と同様の内容の表現がある(下線部分)。さらに現行モデル表示にはGHSの一般市民向けの一般的注意書き(*印)に相当する表現も含まれている。これらのことから現行モデル表示を前提としてこれに加えるGHS注意書きを選定し、適切な表現に編集する。

- 3) 注意書きの選定・編集例
 選定と編集に当たっては本文 4.5 を参考にする。

表 A4.4 注意書きの編集例

GHS 附属書 3		編集・注意書き採用の考え方
眼 区分 2 B	a) 取り扱い後...をよく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取り扱い後に洗淨する体の部分	「取り扱い後は手をよく洗うこと」と解釈される。現行表示に同様の内容があるので、現行表示の方を採用。
	b) 眼に入った場合：水で数分注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと、その後も洗淨を続けること。	水で洗う旨は現行表示と重複する。現行表示の方を採用。尚、コンタクトレンズに関する注意表示は、現在表示されていないが、お客様からの問い合わせや苦情等がないこと、また製品の性状を勘案して、採用しないこととした。
	c) 眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。	現行表示に同様の内容があるので、現行表示の方を採用。

(この編集例は実際の洗濯用粉末洗剤の編集を示すものではない)

上記より、現行商品ラベルでの表示が GHS 注意書の内容を包含している、さらに製品の使用状況から新たな注意書きの採用は不要と判断した。

A4.6 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示

4.6 に従い「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく表示である旨を記載する。ここでは「JSDA-GHS」と記載する。

A4.7 GHS ラベル要素等を追加した表示モデル例

現行商品モデルに、選定した GHS ラベル要素（注意喚起語、危険有害性情報）等を追加した表示例を図 A4 に示す。

この事例では、注意喚起語、危険有害性情報、「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく表示である旨を現行商品ラベルの上方に記載した。

図 A4 洗濯用粉末合成洗剤の GHS 表示モデル
製品ラベルに現行の各種表示と共に GHS ラベル要素等を記載した事例

必ずご使用前に表示をお読み下さい。


警告 眼刺激 JSDA-GHS

使用方法


●衣類の絵表示を確かめる

用途： 綿・麻・合成繊維のお洗濯用

・下記の絵表示のある衣類には使用しないで下さい




弱
30
中性



手洗い
30
中性

中性表示のもの
(毛・絹など)



水洗いで
できないもの

●洗剤は水によく溶かしてからご使用ください。
 ・衣類に直接ふりかけて使用すると、溶け残りや蛍光ムラの原因になります。
 ・注水のタイミングや洗剤投入ケース等を上手に利用し、洗剤が一ヶ所にかたよらないようにしてください。

●がんな汚れはぬるま湯でつけ置き洗いすると効果的です。

●衣類を大切にするために
 ・色落ちしやすいものは、仕分け洗いをし、初めて洗うときは別洗いでためしてください。
 ・きなりや濃い色の衣類は、蛍光増白剤の入っていない洗剤をお使いください。
 ・ランジェリーなどのデリケートな衣類・小物は洗濯ネットに入れて洗いましょう。

●漂白剤を併用する場合は酸素系漂白剤をご使用ください

使用上の注意

●乳幼児の手の届くところに置かない。 ●用途外に使わない。
 ●使用後は手を水でよく洗い、クリームなどで手入れをする。
 ●荒れ性の方や洗剤をブラシにつけて洗うときは炊事用の手袋をする。

応急処置

●飲み込んだときは水又は牛乳をのませる。 ●目に入ったときはこすらずすぐに水で充分洗い流す。
 ●異常があるときは商品を持参し、医師に相談する。

追加

下線部はGHSと重複する注意書き

品名	洗濯用合成洗剤	液性	弱アルカリ性
成分	界面活性剤(〇〇%アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム、純石けん分(脂肪酸ナトリウム)、ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、水軟化剤(アルミノけい酸塩)、アルカリ剤(炭酸塩)、溶解促進剤、酵素安定化剤、酵素、蛍光増白剤		

(この表示事例は実際の商品の分類・表示を示すものではない)

解説

解説

この解説では、本ガイダンスに記載したラベル表示の基本原則や本ガイダンス附属書 1（ラベル表示作成事例）の内容の中で、ワーキンググループで特に議論になったものについて、その内容や考え方を説明する。

1. 絵表示、危険有害性情報が複数ある場合の表示の順序について

表示すべき絵表示や危険有害性情報が複数ある場合の表示の順序については、GHS 国連文書では特に示されていない（危険有害性情報については「所轄官庁はそれらを示す順序を指定してもよい」（1.4.10.5.3.3）とのみ記されている）。このようなケースでは区分の高い順に表示する、「石洗工 GHS 実施ガイダンス」附属書 1 に記載されている表の順に表示する、などの考え方も出されたが、製品の組成や容器、使い方等によって優先するものが異なるので、ガイダンスには記載せず、表示作成者の判断とすることにした。

2. 注意書きについて

2.1 注意書きについての考え方

家庭用消費者製品には従来から使用上の注意や応急処置など危害防止のための様々な注意表示がなされている。家庭用品品質表示法に該当する製品については法に定める表示が必要であり、その他業界自主基準（洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会など）に基づく表示や各企業の自主的な判断に基づく事故防止、PL 対応などのための様々な表示がなされている。

すなわち、現行製品の注意表示は事故防止のための法律や業界自主基準に基づくものであると共に、過去の事故事例や、消費者からの苦情、問い合わせ等に基づいて、各社が長年の工夫を積み重ねた実績のある、また消費者にもなじみ易い表示である。現行の表示と GHS をそのまま適用した表示とを比較した城内らの調査（厚生労働省科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「GHS の分類技術とラベル理解度に関する調査研究」平成 18 年 4 月）でも、現行表示の理解され易さが示されている。

一方、GHS 国連文書では附属書 3 に危険有害性分類結果のクラス・区分に応じた推奨される注意書きの例を示している。その内容は前述の従来からの表示と重複するものや、従来の表示と整合しないものもあり、従来の表示に加えて GHS に定める注意書きを機械的に表示すると表示量が増加したり、内容に矛盾が生じることが懸念される。

表示量が増加すると多すぎる情報によってかえって消費者の注意がそらされ、警告の効果が低減し、ひいては消費者保護が阻害される可能性もある。また、消費者用製品には容器の大きさや使用性、機能性等のデザイン上の制約から表示スペースが限定される場合も多い。限られたスペースに多くの表示を記載するために文字を小さくすることは、読みづらい表示になり、逆に消費者に不利益をもたらすことになりかねない。

注意書きについて、本文 4.5 でも記したように GHS 国連文書では「注意書きは、現行の GHS では完全に調和されていないが、附属書 3 は適切な文言を選択する際の助けとなるよう手引きを示している。」（1.4.6.2）、「その選択は表示者または所管官庁がおこう。」（1.4.10.5.2）としており、表示に関して柔軟な対応を認めている。また附属書 3 にも「この節は途上の文書とみなされるものであり、時がたてば更なる改良と開発の対象となるべきものである。」（A3.3.1.6）と記されている。

このような、現行製品での注意書きの実績と GHS における注意書きについての位置づけを考慮し、本ガイダンスでは、注意書きは現行の法律、業界自主基準に基づく表示を優先し、さらに各社の現行の注意表示をベースとして、表示作成者が GHS 国連文書附属書 3 に記載の注意書きを適切に選択、編集することとした。

2.2 現行表示にない注意書きの選択について

GHS 国連文書附属書 3 に記載されている注意書きの中には、現行の製品には通常記載されていない表示もある。この中で眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性区分 2B 以上の「眼に入った場

合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること」の注意書きについて、特にコンタクトレンズ着用時の目の洗浄に関する記述の必要性、妥当性に関して検討した。

- ① ワーキングメンバー各社への消費者からの問い合わせ、苦情等でコンタクトレンズ着用時の洗眼方法に関するものはこれまでない。
- ② 海外の表示事例としては米国の殺虫剤や塩素系製品などで内容物が飛び散る可能性のあるトリガースプレーの製品にはコンタクトレンズに対する注意書きはあるが、一般の雑貨製品には注意書きをしている例はない
- ③ MSDS 用語集（化学工業日報社）では、「水で洗い流すことが最善の応急処置である。“1秒でも早く”がすべてに優先する。」と記載されている。

上記より、コンタクトレンズに対する注意書きの必要性は GHS 分類の区分及び商品形態によって異なると思われるので、本表示の選択については表示作成者の判断とすることにした。

2.3 一般的な注意書きについて

GHS 国連文書附属書 3 では、「一般市民に対する一般的な注意書き」として、各クラス／区分に割り当てられた注意書きとは別に、次の文言を表示することが適切であるとしている（A3.3.3.4）。

- 医学的な助言が必要な時には：製品容器やラベルを持っていくこと。
- 子供の手の届かないところに置くこと。
- 使用前にラベルをよく読むこと。

これらの注意書きは、すでに現行製品に表示されているものもあり、また、子供の手の届くところにおかない旨の表示は家庭用品品質表示法で必要とされる場合もある。しかし、すべての製品にこれらの表示が該当するわけではないので、その選択は表示作成者の判断によることとし、本文中には特に記述しなかった。

3. 「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示について

「石洗工 GHS 実施ガイダンス」は GHS 国連文書に設定されているすべてのクラス・区分を一律に採用したのではなく、「物理化学的危険性各クラス、健康に対する有害性の一部クラス・区分は対象外」（環境に対する有害性は検討中）であり、また「慢性的な健康影響に関する表示はリスク評価に基づいて決定する」など、石けんや洗剤等の家庭用消費者製品の特性を考慮して設定したものである。人健康慢性影響のリスク評価に基づく表示については 2007 年 1 月の関係省庁連絡会議において承認されたが、石洗工と経済産業省との事前の調整の過程で、分類・表示の根拠を示すためにラベル上に「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく表示である旨を表示することとなった。表示のあり方についてワーキンググループにて検討した結果、表示スペースとの関係もあり、ガイダンスではいくつかの記載例を示すこととした。

ラベル要素が適用されず GHS に関する表示が不要の場合についての「石洗工 GHS 実施ガイダンス」に基づく旨の表示については、表示は不要である、表示がないと分類を実施したのかわからない、ラベル要素が適用されない場合でもその分類・表示の根拠を示すべきである、等の意見が出されたが、検討の結果、「石洗工 GHS 実施ガイダンス」へ対応済みである旨（例“JSDA－GHS 対応済”等）を表示してもよいこととした。

4. ラベル要素の配置、大きさについて

4.1 ラベル要素の配置

GHS 国連文書ではラベル要素の配置については「GHS の危険有害性を表す絵表示、注意喚起語および危険有害性情報はラベル上に一緒に配置すべきである。所轄官庁はこれらの記載および注意書きの記載について配置を指定するか、または供給者の自由裁量に任せることができ。」(1.4.10.5.4.1)としており、ラベル要素のうち、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報についてはセットにしてまとめて配置するよう示している。しかし、ラベル表示全体の中でのこれらの要素の位置やラベル要素の配置順序等に関する具体的な指針は示されていない。

GHS 国連文書附属書7 (GHS ラベル要素の配置例)では化学品のプラスチック・びん、200リットルドラムへの配置例が示されているが、「今後 GHS 小委員会で議論と検討が行われる」としており、暫定的な例である旨が示されている。

日化協 GHS 対応ガイドライン第三部ラベル表示作成指針では JIS ラベルの構成例として「絵表示、注意喚起語、危険有害性情報をラベルの上方にまとめて配置するなど、内容判読が容易なように整理して配置することが望ましい」(2.1)としている。消費者用製品は容器の大きさや使用性、機能性等のデザイン上の制約があり、ラベル要素の配置について一律に規定することは困難である。これらのことを勘案して、ラベル要素の配置に関して本ガイダンスでは本文 4.7.1 表4に示す原則に従って表示することとした。附属書に示すラベル表示作成事例(図 A1~図 A4)では、注意書き以外のラベル要素等について製品ラベルの上部に表示する例を示したが、表示の位置についてはラベル上の表示全体の配置から判断すべきであり、これらの事例に限定されるものではない。

4.2 ラベル要素の大きさ

絵表示の形状、色については GHS 国連文書で定めており、本ガイダンスもそれに則っているが、絵、文字などラベル要素の大きさについては GHS 国連文書では特に定めていない。

GHS 表示を適用すると、これまでの表示に加えて GHS に定める表示が新たに追加されるケースが多くなる。限られたスペースに多くの表示を記載するために、絵表示や文字を小さくすることは、分りにくい表示になり、かえって消費者に不利益をもたらすことになりかねない。表示量と理解しやすさを両立させるにはレイアウトや表示の大きさ等に工夫が必要となる。表示の大きさについては本ガイダンスでは本文 4.7.3 表5に示す原則に従って表示することとした。絵表示の大きさの参考としては資源有効利用促進法に基づく容器の識別表示でプラマークの大きさを最小6mm角(但し、物理的制約がある場合はこれ以下でも可)としている。また、業界自主基準による絵表示の現行製品での表示事例を参考にするとよい。本ガイダンスでは洗濯用漂白剤の事例を示した。

文字の大きさについては現行製品では種々の法律やガイドラインに従って表示がなされており、これらに準拠して容易に判読できる大きさが基本となる。一般の人が読む新聞や書籍の活字は最近大きくなる傾向があり、高齢者でも容易に判読できることを目安にする必要がある。高齢者等に配慮した表示については JIS S 0032 : 2003 高齢者・障害者配慮設計指針などを参考にして、適切に設定することが望まれる。

なお、日化協 GHS 対応ガイドライン第三部ラベル表示作成指針では注意喚起語(「危険」「警告」)については他の文字より1.5倍以上大きくすることとしている(5.1)。本ガイダンスでは数値は特に設けなかったが、注意喚起語はラベル上に記載されている他の注意書き等の文字より大きくすることとした。